

議案第105号

調布市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月30日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、引用する条項等を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例

(調布市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 調布市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年調布市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(調布市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 調布市職員の給与に関する条例(昭和30年調布市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第17条の3第2項中「昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

(調布市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 調布市職員の退職手当に関する条例(昭和30年調布市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条」を「平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

附 則

この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。